

## 小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は一旦終息している状況。

### 目的

- 1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

### 対策の考え方

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供します。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

## (1) 実施体制

### (1)-1 基本的対処方針の変更

国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示することとします。

### (1)-2 緊急事態解除宣言

国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、解除宣言を行い、国会に報告することとしています<sup>66</sup>。

### (1)-3 対策の評価・見直し

市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、市行動計画等、対策の見直しを行います。

### (1)-4 政府対策本部の廃止

国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザに患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザに対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザと認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し公示することとしています<sup>67</sup>。

<sup>66</sup> 国は、小康期に限らず、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行います。

<sup>67</sup> 特措法第 21 条

## (1)-5 県対策本部の廃止

県は、政府対策本部が解散されたときは、速やかに県対策本部を廃止することとして  
います<sup>68</sup>。

## (1)-6 市対策本部の廃止

市は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止します<sup>69</sup>。

## (2) 情報収集

市は県と連携して新型インフルエンザ等対策に関する情報を積極的に収集するとともに、  
国及び県からの要請に応じ、以下の取り組みに適宜、協力します。

県では次のとおり対策を行うこととしています。

## ● 情報収集

県は引き続き、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザ薬や  
ワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じるなどして必要な情報を収集・分析  
し、状況把握に努めます。

## ● サーベイランス

① 県等は、通常のサーベイランスを継続する。

② 県等は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団  
発生の把握を強化します。

## (3) 情報提供・共有

## (3)-1 情報提供

市は、引き続き、県等と連携し、住民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用  
し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性、その他の情報を提供  
します。

## (3)-2 情報共有

市は、引き続き、新型インフルエンザ等の発生状況、ウイルス学的情報等の必要な情  
報について、関係機関と情報共有します。

## (3)-3 相談体制の縮小

市は、県等の要請を受け、状況を見ながら、相談体制を縮小します。

## (4) 予防・まん延防止

市は、県等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意  
喚起の内容に関する国の見直しを住民に周知します。

<sup>68</sup> 特措法第 25 条

<sup>69</sup> 特措法第 37 条

### (5) 住民に対する予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進めます。

#### ◎ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、市は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第 46 条に基づく住民に対する予防接種を進めます。

### (6) 医療

市は、県からの要請に応じ、その取り組みに適宜、協力します。  
県では次のとおり対策を行うこととしています。

#### ● 医療体制

県等は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻します。

#### ● 抗インフルエンザウイルス薬

県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行います。

#### ◎ 緊急事態宣言がされている場合の措置

県は、必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止します。

### (7) 市民の生活及び経済の安定の確保

市は、県からの要請に応じ、その取り組みに適宜、協力します。  
県では次のとおり対策を行うこととしています。

#### ● 県民・事業者への呼びかけ

県は、必要に応じ、引き続き、県民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。

#### ◎ 緊急事態宣言がされている場合の措置

##### ○ 業務の再開

- ① 県は、事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知します。
- ② 県は、指定地方公共機関に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行います。

- 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援  
市は、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者に対して行っていた生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を、基本的対処方針に基づき、状況に応じて平時の状態に戻します。
  
- 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等  
市及び指定地方公共機関は、国、県と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。